■共済情報

商工貯蓄共済

安くて安心！商工会員だけのお得な共済

月額 １口　２，０００

商工貯蓄共済制度は、山口県商工会連合会が国の承認を得て実施しているもので、ひとつの掛金で
「貯蓄」「融資」「保障」＋「医療保障（貯蓄共済に加入されている方のみ加入できます。別掛金）」の４つの備えが出来る中小企業者のための共済制度で、会員の皆様の福利厚生の充実、健全経営のための有効な資金活用を目的として各市町村の商工会が運営しています。

小規模企業共済

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合に、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。いわば「経営者の退職金制度」といえます。

Q1 ほんとうに安心・確実なの？

小規模企業共済制度は、法律（小規模企業共済法）に基づく制度であり、国が全額出資している独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。契約者の方からお預かりしている掛金とその運用収入は、すべて契約者に還元される仕組みで、制度の運営経費は全額国からの交付金により賄われています。
昭和40年に発足した実績ある制度で、**現在約120万人の方が加入しています。**

Q2 この制度に加入できる人は？

小規模企業共済制度に加入できるのは、次の方々です。

- **常時使用する従業員が20人以下（宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業では5人以下）の個人事業主および会社の役員**
- 事業に従事する組合員が20人以下の企業組合の役員、常時使用する従業員が20人以下の協業組合の役員
- 常時使う従業員が20人以下であって、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員
- 常時使用する従業員が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員
- 小規模企業者たる個人事業主に属する共同経営者（個人事業主１人につき2人まで）

※共同経営者とは、事業主とともに経営に携わっている方で次の①②をともに満たす 方となります。
①「事業の経営において重要な意思決定をしている、または事業に必要な資金を負担している」
②「事業の執行に対する報酬を受けている」

Q3 毎月の掛金はどのくらいなの？

掛金月額は **1,000円～70,000円の範囲内（500円単位）で自由に選べます。**
加入後も掛金月額は増額・減額できます（減額には一定の要件が必要です）。
また、払込み方法も「月払い」「半年払い」「年払い」からお選びいただけます。

Q4 掛金は税法上どんなメリットがあるの？

掛金は、**全額が「小規模企業共済等掛金控除」**として、課税対象所得から控除できます。
（1年以内の前納掛金も同様です）

Q5 共済金はどんな時に受け取れるの？

共済金は廃業時・退職時に受け取れます。満期はありません。
例）共同経営者の方は、個人事業主の廃業に伴う退任など
※共済金等の請求事由が生じても、特定の要件に該当すれば、共済金等を受け取らずに、所定の手続きをすることによって、それまでの掛金納付月数を通算して共済契約を続けることができます。

Q6 共済金の税法上の取扱いは？

共済金の受取りは、**「一括」「分割（10年・15年）」「一括と分割の併用」**のいずれかをお選びいただけます。税法上、一括受取りによる共済金は**「退職所得扱い」**、分割受取りによる共済金は**「公的年金等の雑所得扱い」**となります。

Q7 事業資金も借り入れできるの？

契約者（一定の資格者）の方は、**納付した掛金合計額の範囲内で、事業資金等の貸付けが受けられます**（担保・保証人は不要）。
【貸付けの種類】
一般貸付け、傷病災害時貸付け、創業転業時・新規事業展開等貸付け、福祉対応貸付け、緊急経営安定貸付け、事業承継貸付け

○共同経営者とは
個人事業の経営に携わる方で、一定の要件を満たせば、個人事業主の配偶者や後継者、親族以外の方も加入することができます。
ただし、加入できる共同経営者は一事業主につき「2名」までとなります。

詳細は各支所へお問い合わせ下さい。

下関市商工会は
あらゆるニーズに対応します

豊浦町支所　083-772-0625
豊北町支所　083-782-0147
豊田町支所　083-766-1119
菊川町支所　083-287-0204

会報

第20号
発行日
平成26年6月23日

下関市商工会　TEL 083-772-0625
〒759-6311 下関市豊浦町大字吉永1861-1

5月26日通常総代会が開催されました。上程された議案（別添総代会資料）は、全て原案のとおり承認可決されました。

経営・技術強化支援事業 エキスパートバンク事業 ご案内

あなたの事業所へ経営の専門家（エキスパート）を派遣します。

経営・技術強化支援事業（通称エキスパートバンク事業）は、商工会員の経営に関するあらゆる問題に対して、専門知識や技能等の経験者である専門家（エキスパート）を会員の要請に応じて直接事業所に派遣し、具体的・実践的な指導助言により問題解決を図る制度です。本事業は国の小規模事業者に対する支援制度であり、多くの商工会員に活用されています。

エキスパートバンク事業の特色

1. 安心して利用いただける県の支援制度です。
2. アナタの身近な技術アドバイザーとしてお気軽に利用できます。
3. 多種にわたる幅広いエキスパートがラインナップしています。
4. 商工会員ならどなたでもご利用いただけます。
5. 当エキスパートバンクの登録者は厳選された経験豊富な専門家です。
6. 利用企業の秘密は厳守いたします。
7. 利用当たり１万円と旅費の1/3の負担。

☆例えばこんな時にご利用ください

法務	税務	工業所有権を取りたい。商取り引きをめぐるトラブルを解決したい。節税の方法や正しい税の納め方を知りたい。法人化を考えているが・
経営	財務	経営分析、経営戦略、経営計画、経営方針や経営に関するアドバイスが欲しい。
労務		就業規則・服務規程・退職金規程等作成したい・・・
教育		従業員教育により職場改善を図りたい。ビジネスマナー接客電話対応
パソコン	I T	パソコンやインターネットを活用したい。コンピュータ導入やソフトを見直し、事務を合理化したい。ネットワーク関係を充実させたい
販売促進	事業展開	新商品開発や販売促進をしたい・・・ 商品戦略の考え方、企画・提案、市場とのマッチングの指導を受けたい。
店舗	設備	店舗をリニューアルしたい。 魅力ある売場レイアウト陳列の仕方は？
商品	サービス	新商品開発・新サービスを開発したい・・・
デザイン	公告	チラシ・DM・POP広告・商品デザインの実務指導を受けたい。
生産	技術	生産技術の向上、生産性を高めたい。ISO認証取得したい・・・
その他		その他経営に関する、こんなことしたい・・・

エキスパートバンクのしくみ

目　次

■総代会の報告 ■経営・技術強化支援事業 エキスパートバンク	1
■金融制度のご案内 マル経融資 商工貯蓄共済融資 季節資金のお知らせ １日公庫のご案内	2
■ネットde記帳 ■労働保険のお知らせ 年度更新の手続き	3
■共済情報 商工貯蓄共済 小規模企業共済	4

お知らせ

- 今後も会報で実施事業の周知、および各種改正等のお知らせをします。
- 年間に3回の発行を予定しています。

■金融情報　夏場資金の準備はお早めに ／ 各支所にご相談下さい

小規模事業者経営改善資金融資制度　（マル経融資制度）

商工会へ申し込み ➡ 商工会が推薦 ➡ 日本政策金融公庫が審査 / 融資

運転資金：仕入資金、買掛金･手形決済、諸経費支払
設備資金：店舗･工場改装、営業車両購入、機械･設備･備品購入

経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々をバックアップするため、下関市商工会の推薦により無担保・無保証人・低金利で融資を受けられる国(日本政策金融公庫)の公的融資制度です。

資金使途	運転資金	設備資金
融資限度額	2，000万円以内	
返済期間（うち据置期間）	7年以内（1年以内）	10年以内（2年以内）
融資利率	1.45％（平成26年6月11日現在）	
担保・保証人	不要（信用保証協会の保証も不要）	

融資対象
以下の条件をすべて満たす方

①常時使用する従業員が２０人以下（商業・サービス業は５人以下）の法人・個人事業主の方
②商工会の経営指導員による経営指導を原則６カ月以上受けて事業改善に取り組んでいること
③最近１年以上、下関市で事業を行っている方
④商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること
⑤所得税、法人税、事業税等義務納税額を全て完納している方

※提出する書類は商工会にご確認ください。

融資機関　日本政策金融公庫

商工貯蓄共済融資制度

事業資金：商工貯蓄共済に加入後６ヶ月以上経過し、所定の掛金を遅延なく払い込んでいる個人・法人

資金使途	運転資金	設備資金
融資限度額	●共済加入後6ヶ月以上　1口に対し10万円 ●1年以上　1口に対し20万円 ●2年以上　積立金の5倍 但し、融資残高が1,000万円を超える場合は積立金の3倍、最高額は1,500万円	
返済期間	5年以内	7年以内 （500万円以上は、10年以内）
融資利率	2.3％（平成26年6月23日 現在）	
担保・保証人	第三者保証は不要･法人代表者は必要 （信用保証協会の保証は必要）	

融資対象

商工貯蓄共済への加入者であれば特に制限はありません。
（但し、信用保証業種であること）

融資機関　山口銀行

平成26年度 季節資金（夏季資金）のお知らせ

県では夏季の資金需要期に際し、県内小規模事業者等の必要とする資金の融通を円滑にして経営の安定化を図るため、次のとおり夏季資金の融資を実施しています。

取扱期間　8月29日(金)まで　　**融資限度額**　800万円
融資利率　年1.9%　　**保証料率**　年0.34～1.76%
融資期間　5ヶ月以内（原則として一括償還）
取扱金融機関　県内の銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、信用組合

1日公庫（夏場資金）のご案内
（日本政策金融公庫）

面談日　７月１５日（火）
会　場　下関市商工会 本所【豊浦町】
※申込は事前に各支所又は公庫まで

（事業統轄）
支店長が当日に融資を決定します

様々な業種で利用可能！

ネットde記帳が経理業務を変えます！

ネットde記帳は、インターネットを利用したASP※システムで、
伝票入力や決算、各種申告書作成などが簡単に行える経理システムです。

※ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダー）システムとは、インターネット回線を通じてソフトウェアが利用できるサービスのこと。パソコン１台ずつソフトをインストールする必要がないうえに、バージョンアップやデータのバックアップなどの作業も不要です。

ネットde記帳の便利ポイント

どこでも使えてとっても便利！

インターネットが使えるパソコンがあれば、会社や自宅ですばやく伝票入力や元帳などの確認ができます。

わかるまで･できるまでしっかりサポート！

お客様と同じ画面を見ながらのアドバイスや、付箋機能を利用した質問受付などにより、丁寧にサポートいたします。

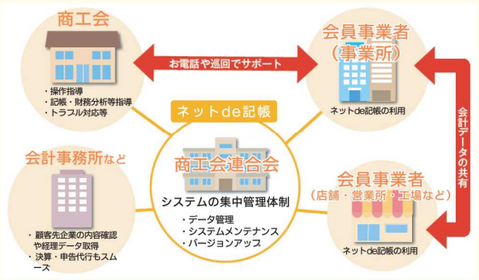

簡単操作で申告まで！

分かりやすい入力画面で決算書や所得税申告書、消費税申告書まで作成可能。電子申告も行えます。

データ管理も安心！

パソコンの故障や災害などがあってもお客様の大切なデータが失われないようしっかり保管します。

低予算で手間いらず！

月々のお手頃な費用でご利用可能。しかも、導入やバージョンアップでお手を煩わせることもありません。

部門や事業別の管理ができる！

製造業や建設業、個人は農業・不動産にも対応。
また部門管理機能により複数の部門があっても大丈夫。

労働保険のお知らせ

年度更新の手続きは６月３日から７月１０日までの間に行っていただくことになります。

労働保険料		３回分割		
		第１期（全期）	第２期	第３期
納期限	個別事業	７月１０日	１０月３１日	翌年１月３１日
	事務組合		１１月１４日	翌年２月１４日

※個別事業の方は、概算保険料の額が４０万円（労災又は雇用保険のいずれか一方の保険関係のみ成立している事業については２０万円）を超える場合に延納（３回分割）ができます。
事務組合へ委託の事業所は、額の多少にかかわらず延納ができます。

平成26年度分　労働保険等 申告書受付相談会の開催日程（下関地区）

◆６月１９日　海峡メッセ下関 ８０５会議室
◆６月２０日　下関市立長府東公民館 第1研修室
◆６月２５日　下関市商工会 本所（豊浦町）
◆６月２６日　下関市商工会 菊川町支所
◆７月　４日　海峡メッセ下関 ８０５会議室
◆７月　８日　下関市立長府東公民館 第1研修室

各会場とも午前１０時より午後３時までの受付です。